

## 山形県認知症施策推進計画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する県の考え方

- 1 意見の募集期間 令和7年2月4日（火）～令和7年3月3日（月）
- 2 提出された意見の件数 25件（意見者数 2人）
- 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	第1章 基本的事項に「共生社会の実現を推進するための認知症基本対策法における認知症の定義を加えるか、参考資料として記載してはどうか。	政府の認知症施策推進計画においても、定義の記載を実施していないことから現行のままとさせていただきます。
2	政府の作成した「認知症施策推進基本計画」で示された「新しい認知症観」はまだ県民に浸透していないと思料されるため、県民への周知が重要と考える。	「新しい認知症観」の普及のため、県としては令和6年度にポスター及びパンフレットを作成し、医療機関や市町村等へ周知を図っているところです。引き続き、「新しい認知症観」を含めた認知症の啓発活動を推進してまいります。
3	山形県認知症施策推進協議会の委員名簿及び山形県認知症施策推進協議会設置要綱を参考資料として添付してはどうか。	本協議会に関しては、計画策定を行う審議会ではなく、意見聴取を行うものであること、別途県ホームページに公表していること等を踏まえ、現行のままとさせていただきます。
4	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 山形県認知症施策推進協議会の委員の分け方を当事者団体、福祉、医療、保健等の専門家及び学識経験者に分けた記載にしてはどうか。</li> <li>② 行政の代表も委員となっているか。その場合、行政の代表は市町村の代表となっているか。</li> <li>③ ②の整理として山形県認知症施策推進協議会設置要綱第3条の（4）に該当するものか。</li> <li>④ 当事者団体を山形県認知症施策推進協議会設置要綱第3条に明記してはどうか。</li> </ol>	行政の委員としましては、県保健所長会、県精神保健福祉センター長及び市町村職員が委員となっており、(4)に該当します。要綱の記載内容につきましては、関係団体等と相談させていただきます。
5	認知症の人が参画したキャラバン・メイト養成研修会の開催回数(累計)目標4回の考え方は、県全体で4回となるのか、村山、最上、置賜及び庄内で各1回開催が目標となるのか。	キャラバン・メイト養成研修会は、受講者の申込状況を踏まえ、内陸と庄内の計2地区で開催しております。ご指摘の目標につきましては令和11年度までに県全体で累計4回の開催としております。

6	<p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、公共交通機関、小売業者、金融機関その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者に対し、サービスを提供するに当たって、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をする努力義務が責務と定められたところですが、「その事業の遂行に支障のない範囲内において必要かつ合理的な配慮」とはどのようなものか理解を得るように情報提供が必要ではないか。また、官公庁の窓口業務当たる職員にもこのことを周知させることが必要ではないでしょうか。</p>	<p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法の啓発のため、県としては令和6年度に企業向けの研修会を開催したところです。また、県では全職員が認知症サポーターとなるよう養成講座の受講を推進しているところです。</p>
7	<p>認知症地域支援推進員は各市町村の職員となるのでしょうか。</p>	<p>認知症地域支援推進員は、市町村職員のほか地域包括支援センターや医療機関等の職員も含まれます。令和6年4月1日時点の配置状況は下記ホームページをご参照ください。  <a href="https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/ninchishoson-ninchishosesasu.html">https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/ninchishoson-ninchishosesasu.html</a></p>
8	<p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならないとされているが、認知症の人から意見を聴く機会を設定されたのか。山形県認知症施策推進協議会が該当するのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。また、公益社団法人認知症基本法の人と家族の会山形県支部において、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行を踏まえたアンケートを実施しており、当該アンケートの結果や県内4地域で開催した認知症カフェ運営者による情報交換会、若年性認知症の方のつどいへの参加等を通じて認知症の人及び家族等の意見を踏まえた計画としております。</p>
9	<p>認知症サポーター養成講座(累計)の目標値に小中学と高等学校における認知症サポーターの対象者も含まれるか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10	<p>チームオレンジに関しては、認知症サポーターに認知症の本人の情報を共有しないとできない仕組みに思えますが、個人情報保護や具体的な連携するツールやソフトはあるのでしょうか。</p>	<p>県では、チームオレンジに関する市町村向けの研修会を開催しており、個人情報の保護に関しても研修内容に盛り込んでいるところです。</p>

11	<p>加齢性難聴に関して、住民健診での聴力検査実施、山形市の聴こえくつきり事業のような取組みの県での実施や市町村の行う事業へ支援制度を設けてはどうか。</p>	<p>住民健診における聴力検査については、実施主体である市町村にその必要性や効果を理解していただく必要があります。厚生労働省から、市町村が聴力検査を導入した場合に政府として支援するかについて、必要な知見を収集し、検討していく方針が示されておりますので、その動向を注視してまいります。</p> <p>また、介護予防の取組みとして、簡易的なチェックリストによる聞こえの確認や学会指定の補聴器相談医の紹介など、補聴器に関する説明、耳が聞こえにくい方への接し方などを記載した資料集を作成し、市町村が開催する介護予防教室において活用いただいております。また、資料集の効果的な活用に向け、市町村が実施する研修会に言語聴覚士など専門職を派遣する事業も実施しております。</p>
12	<p>15 ページと同様に 14 ページの認知症ケアパスのイメージにも地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームの連携を記載してはどうか。</p>	<p>認知症ケアパスと地域包括支援センターのイメージ図につきましては、それぞれの説明内容として適当なものを厚生労働省の資料から引用しております。ご指摘のとおり地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームは連携しておりますが、全ての連携状況を記載した場合に 15 ページの図が煩雑となることから、現行のままとさせていただきます。</p>
13	<p>17 ページの中段にある早期診断・早期対応のための体制整備図は該当者があった場合は最終的にかかりつけ医が本人や家族に対応することになるのでしょうか。</p>	<p>17 ページの体制整備図につきましては、歯科医又は薬剤師が認知症の疑いがある方を発見した際のものであります。かかりつけ医からの紹介状を通じて認知症疾患医療センター等の専門医療機関で診断を受けることとなります。</p>
14	<p>認知症介護指導者研修受講者と認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護実践者研修受講者数の累計値が KPI として設定されていますが、施設規模ごとに受講者の在籍者数に関する基準を設定してはどうか。</p>	<p>施設基準に関しては、法令によって別途定められているところです。また、当該研修の受講者が在籍することにより、介護報酬の加算の対象となる場合があることから、受講者数の累計値を KPI として設定しているところです。</p>

15	認知症の人の意向を尊重した生活を実現するため、認知症リハビリテーションの推進を通じて、社会参加やウェルビーイングの向上を図ることは、「新しい認知症観」を県民に周知するうえで重要であることから、施策の方向性に具体的ものを構築していただきたい。	施策の方向性に記載のとおり、認知症リハビリテーションを推進するため、関係団体が開催する認知症フォーラムやイベントへの支援や市町村による地域ケア会議の開催を支援することとしております。
16	基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスを市町村が作成するにあたり、国または県でガイドラインは示されているのでしょうか。	基本法の施行により、市町村において認知症施策の更なる推進が見込まれております。そのため、既に全市町村で作成済みの認知症ケアパスにつきましても、取組状況を踏まえた見直しを促してまいります。また、認知症ケアパスを更新する際を中心となる認知症地域支援推進員の資質向上に向けた取組みを引き続き支援してまいります。
17	支援ニーズが表面化しにくい家族介護者を早期に発見するために民生委員との連携も必要と思料されますが、このことは市町村を通じて行うことになりますか。	お見込みのとおりです。
18	介護に取り組む家族への支援にある多様な家族介護者支援の取組みとは具体的にはどのような事業がございますか。	介護教室の開催、介護用品（紙おむつ等）支給などが市町村により実施されているところです。
19	買物・移動支援にある買い物相談員は県から派遣されるものでしょうか。どのようなスキルを持っている相談員でしょうか。	買い物支援相談員につきましては、地域の実情に応じた買い物支援を実施する住民等の取組みに対し、市町村が選定した買い物困難者対策の専門家を県で派遣しております。 (相談員の謝金及び旅費の総額の2分の1を上限として県が負担し、残額を市町村が負担。)
20	住宅確保が困難な高齢者世帯に対する施策としては公営住宅への入居も重要ではないのでしょうか。	現在、公営住宅への入居を希望する高齢者が入居しやすいよう、単身の入居可や抽選確率の優遇などを行っております。いただいた御意見を反映し、本計画に公営住宅について追記いたします。

21	買い物支援ワーキングチームとは市町村に設置されているものですか。	買い物支援ワーキングチームは、県と市町村の実務担当者で構成するものであり、事務局は山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力創生課に設置されております。
22	避難行動要支援者には災害時要援護者避難支援事業で作成された名簿を有効に利用して個別避難計画を策定するように市町村に促していただきたい。	市町村では避難行動要支援者名簿に基づき個別避難計画の作成を進めており、県としては引き続き、災害時要配慮者避難体制構築推進会議や山形県・市町村防災対策連携会議等において、情報共有等を図り、市町村における個別避難計画の作成が推進されるよう取り組んでまいります。
23	悪質な買取業者や家屋、水回りの点検が高齢者の自宅を訪問して被害にあう事例が増加しているニュースになっている。高齢者が怖い場面に遭遇する場面にもつながることから警察と連携した対応について取り組んでいただきたいし、情報提供をしていただきたい。	様々な媒体を利用し、適時適切に注意喚起・啓発を行うとともに、警察、福祉関係機関との連携により消費者安全確保地域協議会の設置促進を図り、地域での見守りを充実していきます。
24	市町村認知症施策推進計画の策定状況をKPIとしてはどうか。	市町村認知症施策推進計画につきましては、策定が努力義務とされていることや既存の介護保険計画等と一体的な策定も認められていることを踏まえ、KPIとしての設定は実施していないところです。
25	より多くの認知症サポーターに行動してもらうため、認知症サポーターに対して、定期的に情報提供（情報交換）したり、希望する方にフォローアップ研修の機会を提供したりするなどの取組みも有効ではないか。	本計画では、認知症の人やその家族等の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジを令和11年度までに全市町村で設置することをKPIとしております。チームオレンジの設置に際しましては、認知症サポーターがフォローアップ研修として、ステップアップ講座を受講することとなっておりますので、ご意見も踏まえながら取組みを推進してまいります。